

青少年育成区民会議等活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 多賀町青少年育成町民会議は、青少年の健全育成に取り組む区民会議等の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、多賀町青少年育成町民会議規約第23条に基づき、この交付要綱を定める。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区民会議等が独自に実施した青少年育成事業とする。

- (1) 社会貢献活動
- (2) レクリエーション活動
- (3) 運動活動
- (4) 体験活動
- (5) 学習会(専門知識・技能を有する者が指導する活動のみ)
- (6) その他、青少年の健全育成に寄与すると認められた事業

(補助金の対象及び補助金の額)

第3条 補助金は、1事業2,000円とし、青少年の参加者（本要綱が対象とする青少年は26歳未満の者とする。）1人あたり100円を合算した額とする。ただし、補助金の予算の範囲内で按分する。

(補助金の交付申請の添付書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、当該年度の6月末日（もしくは本会が指定する日）までに、青少年育成区民会議等活動補助金交付申請書（様式第1号）に青少年育成区民会議等活動補助金事業実施（変更）計画書（様式第2号）を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の事業決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、青少年育成区民会議等活動補助金事業認定通知書（様式第3号）により補助事業者に交付の対象となる事業の認定を通知するものとする。

(事業の変更)

第6条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、認定を受けた事業について変更が生じる場合は、速やかに青少年育成区民会議等活動補助金事業実施（変更）計画書（様式第2号）により、変更内容を説明する資料を添えて、会長に提出しなければならない。

ただし、実施要綱に規定する軽微な変更該当する場合はこの限りでない。

2 会長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、その旨を伝えることとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了して1か月を越えない日、または当該補助金の事業認定を受けた年度の翌年度4月10日（もしくは本会が指定する日）のいずれか早い日に青少年育成区民会議等活動補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次の書類を添え、会長に報告しなければならない。

- (1) 青少年育成区民会議等活動補助金活動実績概要書（様式第5号）
- (2) 補助事業の完了写真
- (3) その他、会長が必要とする書類

2 会長は、前項の規定による実績報告書を受領したときは、その内容の審査および確認等を行い、適当と認めるときは、額を確定し、青少年育成区民会議等活動補助金額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実施の細目)

第8条 この規則で定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

(補助金事業の経過措置)

令和4年1月1日から令和4年3月31日までの事業については、令和4年度において、従前の方法により交付する。

(様式第1号)

青少年育成区民会議等活動補助金交付申請書

年 月 日

多賀町青少年育成町民会議
会 長 様

[補助事業者]

団体名
代表者
住 所
連絡先

年度 について、青少年育成区民会議等活動補助金を交付されるよう、青少年育成区民会議等活動補助金要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 青少年育成区民会議等活動補助金事業実施（変更）計画書（様式第2号）
（※事業毎に作成すること）
2. その他関係書類
（※「会議資料」「年間活動計画」等、事業主体がわかる資料）

(様式第2号)

青少年育成区民会議等活動補助金事業実施（変更）計画書

【事業毎に別葉とする】

主催団体名			
事業の名称			
開催期日	年 月 日 ()		
開催場所			
参加者	6歳未満	:	名
	小学生	:	名
	中学生	:	名
	高校生	:	名
	青年(26歳未満)	:	名
		計	_____名
活動の概要			
活動に要する 経費（内訳）	_____円	内 訳	
		報償費	
		消耗品費	
		食糧費	
		賃借料	
その他			
この書類の作成担当者	緊急連絡先 名 前		

(様式第3号)

多青少第 号
年 月 日

様

多賀町青少年育成町民会議
会 長 ㊟

青少年育成区民会議等活動補助金事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、青少年育成区民会議等活動補助金については、青少年育成区民会議等活動補助金要綱第5条の規定により、次のとおり補助金対象の事業と認定したので通知します。

記

1. 認定事業

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____
- (4) _____
- (5) _____

2. この補助金等の交付の対象となる事業内容は、申請書記載のとおりとします。

3. 補助事業内容に変更が生じた場合は、青少年育成区民会議等活動補助金要綱第6条により、速やかに関係書類を添えその旨をお知らせください。

(様式第4号)

青少年育成区民会議等活動補助金実績報告書

年 月 日

多賀町青少年育成町民会議
会 長

様

〔補助事業者〕

団体名

代表者

住 所

連絡先

年 月 日付け多青少第 号で認定を受けた事業について、別添のとおり事業を実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

〔添付書類〕

1. 青少年育成区民会議等活動補助金活動実績概要書（様式第5号）
（※事業毎に作成すること）
2. 対象者に配布した案内やパンフレット等
3. 活動写真（活動内容がわかるもの2～3枚）
4. その他

(様式第5号)

青少年育成区民会議等活動補助金活動実績概要書

【事業毎に別葉とする】

主催団体名			
事業の名称			
開催期日	年 月 日 ()		
開催場所			
参加者	6歳未満	:	名
	小学生	:	名
	中学生	:	名
	高校生	:	名
	青年(26歳未満)	:	名
		計	_____名
活動内容			
活動に要する 経費(内訳)	_____円	内 訳	
		報償費	
		消耗品費	
		食糧費	
		賃借料	
		その他	
この書類の作成担当者	緊急連絡先 名 前		

(様式第6号)

多青少第 号
年 月 日

様

多賀町青少年育成町民会議
会 長 ㊟

青少年育成区民会議等活動補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、青少年育成区民会議等活動補助金については、青少年育成区民会議等活動補助金要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 _____円